

【後期高齢者医療】

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は**令和4年7月31日**です。

○限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

所得区分が住民税非課税世帯の低所得者Ⅱ・Ⅰの人が医療機関などで受診される際には、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなり、入院時には1食あたりの食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する場合は、新しい減額認定証を保険証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要ですので、住民税申告を行ってください。

申告により、所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰとなった場合は、減額認定証を引き続き交付します。

②長期入院をされた人

令和3年8月1日以降、所得区分が低所得Ⅱの認定期間内に、入院が通算90日を超える人（岡山県の後期高齢者医療保険加入前の医療保険において区分Ⅱ・区分オの認定を受けていた間の入院期間も含む）は、申請により1食あたり160円となる減額認定証を交付します。ただし、令和3年8月1日から令和4年4月30日までの間で入院が90日を超える人は、申請の手続きは必要ありません。

また、更新をしない場合でも交付申請は随時受付しています。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
	発効期日
	適用区分
長期入院 該当年月日	保 険 者 印
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

【窓口での自己負担限度額】

所得区分		自己負担限度額(月額)		食事代(1食あたり)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
低所得者 Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人 (低所得者Ⅰ以外の人)	8,000円	24,600円	90日までの入院	210円
				91日目以降の入院	160円
低所得者 Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得（年金の所得控除額は80万円として計算）が0円となる人 世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 	8,000円	15,000円	100円	

お問い合わせ先

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当：村島・小椋・小林 電話(0868)54-2025
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090